

5 中山五月台地区地区計画

平成8年8月20日決定

◆地区の概要

名 称	中山五月台地区地区計画
位 置	宝塚市中山五月台１・２・３・４・５丁目の一部
区 域	計画図表示のとおり
面 積	約３３．４ｈａ

◆区域の整備、開発及び保全に関する方針

地区計画の目標	当地区は、長尾山系の南斜面に開発された大規模な計画的住宅地「中山台」の中央部に位置し、周囲の山なみの緑に恵まれた良好な低層住宅地及び幹線道沿いの地区から形成されている。 本計画は、建築協定により形成された良好な居住環境を維持するとともに、低層住宅地と沿道地区とが相互に環境の調和を図り、ゆとりとうるおいのある住宅市街地の形成の適正な誘導を図ることを目標とする。
土地利用の方針	地区の現状及び特性を考慮し、当地区を次の３つに細区分する。 １ 戸建住宅地区Ⅰ 現状は、良好な一戸建ての低層住宅地が形成されており、引き続き、戸建専用住宅を基調とする良好な居住環境を維持するとともに、緑に囲まれた地区環境の形成を図る。 ２ 戸建住宅地区Ⅱ 現状は、広い敷地を有する一戸建ての低層住宅地が形成されつつあり、引き続き、良好なまち並みの居住環境を形成するとともに、緑に囲まれた地区環境の形成を図る。 ３ 沿道地区 現状は、地域のサービスを提供する商業施設や医療施設が立地する地区で一部には戸建専用住宅が立地しており、今後も、商業施設をはじめとする生活利便施設及び戸建専用住宅の適切な立地を図る。
建築物等の整備の方針	１ 戸建住宅地区Ⅰ及び戸建住宅地区Ⅱ 緑に囲まれた、ゆとりとうるおいのある居住環境を形成するため、敷地の分化を防止するとともに、敷地内緑化、生垣の設置等により緑あふれるまち並みの形成を図る。 また、閑静なゆとりある一戸建ての低層住宅地として、周辺環境と調和した良好な居住環境が形成されるよう建築物等の用途等について規制及び誘導を図る。 ２ 沿道地区 緑に囲まれた、ゆとりとうるおいのある地区環境を形成し、戸建住宅地区と調和したまち並みを形成するため、建築物等の用途、建築物等の高さの最高限度等について規制及び誘導を図る。

◆地区整備計画

地区整備計画を定める区域	計画図表示のとおり		
地区整備計画の区域面積	約３３．４ｈａ		
地区の細区分の名称	戸建住宅地区Ⅰ	戸建住宅地区Ⅱ	沿道地区
地区の細区分の区域	計画図表示のとおり		
地区の細区分の面積	約２８．３ｈａ	約０．８ｈａ	約４．３ｈａ
す建 事 物 等 に 関 する 制 限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (１) 戸建専用住宅		次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (１) 戸建専用住宅

地区の細区分の名称		戸建住宅地区Ⅰ	戸建住宅地区Ⅱ	沿道地区
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限（続き）	(2) 戸建住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、診療所の用途を兼ねるもの（患者の収容施設を有するものを除く。） (3) 別表第1に掲げる公益上必要な建築物 (4) 前3号に掲げる建築物に附属するもの		(2) 戸建住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、別表第2の一に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。） (3) 学校、図書館その他これらに類するもの (4) 診療所 (5) 病院 (6) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち別表第3に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (7) 別表第1及び別表第4に掲げる公益上必要な建築物 (8) 前各号に掲げる建築物に附属するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	150㎡	360㎡	150㎡
	建築物等の高さの最高限度	地盤面から建築物の最高部（突出部分を含む。）までの高さの最高限度は、9mとする。ただし、計画図に表示する幹線道路に面する区域については、この限りではない。	地盤面から建築物の最高部（突出部分を除く。）までの高さの最高限度は、8.5mとする。	地盤面から建築物の最高部（突出部分を含む。）までの高さの最高限度は、10mとする。
	建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物の屋根及び外壁の色彩又は意匠は、周辺環境と調和した落ち着いたものとする。 2 敷地内の石積上からののはねだし（自動車車庫等のコンクリート壁を含む。）等の構造物は、造ってはならない。 ただし、一の道路に面する門柱及びこれに類するへいでその延長の合計が3m以下のものについては、この限りでない。 3 道路に面する石積は、これを造りかえる場合、周辺と調和したものとする。 なお、最高部の高さが1mを超える石積を造りかえる場合、造りかえる前の石積の面を越えて道路側に擁壁を造らないものとする。		
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣又はさくの構造は、生垣、植栽を併設したへい又はフェンス等周辺環境と調和したものとする。		

別表第 1

(地区整備計画区域内に建築することができる公益上必要な建築物)

- 1 巡査派出所
- 2 公衆電話所
- 3 郵便局で延べ面積が 500㎡以内のもの
- 4 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので延べ面積が600㎡以内のもの
- 5 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所
- 6 路線バスの停留所の上家
- 7 次の(1)から(7)までの一に掲げる施設である建築物
 - (1) 第1種電気通信事業者がその事業の用に供する次のイ及びロに掲げる施設である建築物で執務の用に供する部分の床面積の合計が700㎡以内のもの
 - イ 電気通信交換所
 - ロ 電報業務取扱所
 - (2) 電気事業の用に供する次のイ及びロに掲げる施設である建築物
 - イ 開閉所
 - ロ 変電所(電圧170,000ボルト未満で、かつ、容量900,000ワットアンペア未満のものに限る。)
 - (3) ガス事業の用に供する次のイからハまでに掲げる施設である建築物
 - イ バルブステーション
 - ロ ガバナーステーション
 - ハ 特定ガス発生設備(液化ガスの貯蔵量又は処理量が3.5トン以下のものに限る。)
 - (4) 液化石油ガス販売事業の用に供する供給設備である建築物(液化石油ガスの貯蔵量又は処理量が3.5トン以下のものに限る。)
 - (5) 水道事業の用に供するポンプ施設(給水能力が毎分6立方メートル以下のものに限る。)である建築物
 - (6) 公共下水道の用に供する次のイ及びロに掲げる施設である建築物
 - イ 合流式のポンプ施設(排水能力が毎秒2.5立方メートル以下のものに限る。)
 - ロ 分流式のポンプ施設(排水能力が毎秒1立方メートル以下のものに限る。)
 - (7) 都市高速鉄道の用に供する次のイからハまでに掲げる施設である建築物(イに掲げる施設である建築物にあっては、執務の用に供する部分の床面積の合計が200㎡以内のものに限る。)
 - イ 停車場又は停留場
 - ロ 開閉所
 - ハ 変電所(電圧120,000ボルト未満で、かつ、容量40,000ワットアンペア未満のものに限る。)

別表第 2

(地区整備計画区域内に建築することができる兼用住宅)

- 1 事務所
- 2 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店
- 3 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 4 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。)
- 5 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。)
- 6 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
- 7 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。)

別表第 3

(地区整備計画区域内に建築することができる店舗、飲食店等の建築物)

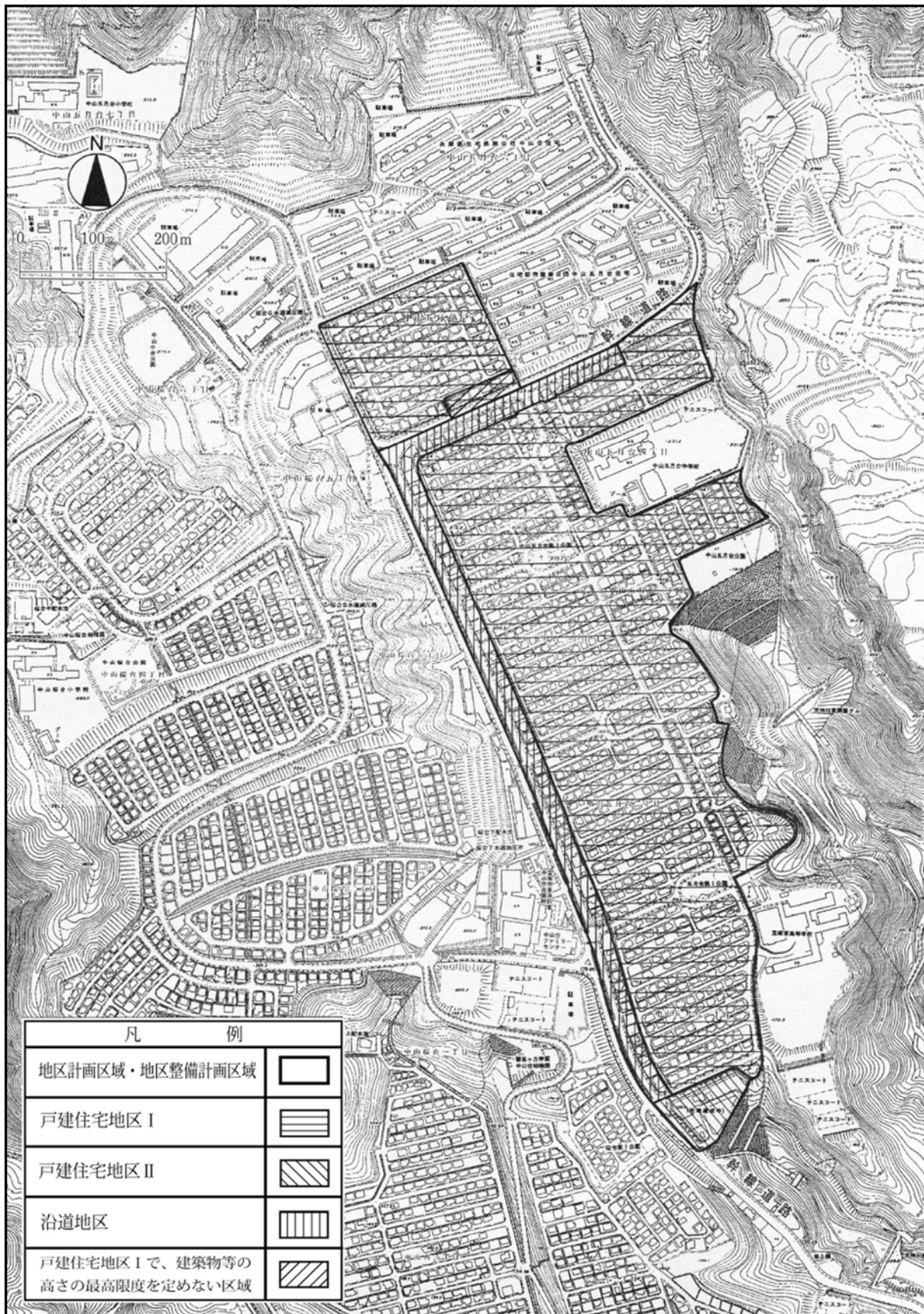
- 1 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 2 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。)
- 3 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。)
- 4 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
- 5 物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)又は飲食店
- 6 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗

別表第 4

(地区整備計画区域内に建築することができる公益上必要な建築物)

- 1 税務署、郵便局、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの(別表第1に掲げるもの及び5階以上の部分をこれらの用途に供するものを除く。)
- 2 次の(1)から(3)までに掲げる施設である建築物(別表第1に掲げるもの及び5階以上の部分をこれらの用途に供するものを除く。)
 - (1) 第1種電気通信事業者がその事業の用に供する次のイからハまでに掲げる施設である建築物
 - イ 電気通信交換所
 - ロ 電報業務取扱所
 - ハ イ及びロに掲げる施設以外の施設の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以下のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)
 - (2) 電気事業の用に供する変電所である建築物(電圧300,000ボルト未満で、かつ、容量1,100,000ワットアンペア未満のものに限る。)
 - (3) ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する業務の用に供する建築物で執務の用に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの

◆計画図



山麓部市街地地域の景観形成基準

景観形成基準【建築物の建築等】

屋根及び外壁の色彩

- 1 外壁、屋根など外観に使用する明度・彩度は、下表マンセル表色系による数値の範囲内とする。（無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分及び各壁面の見付面積の4分の1以下の部分は除く）

	屋 根		外 壁	
色 相	明度 (以下)	彩度 (以下)	明度	彩度 (以下)
N	8 程度		3～8.5	
R	6 程度	4		4 ^(※1)
YR		6		4 ^(※1)
Y		4		4
その他		2		2

(※1) 第1種低層住居専用地域以外の地域は6まで緩和する

- 2 外壁色の明度は、できる限り6～8とする。
大きな壁面を有する建築物の外壁色の明度は、6～8を遵守する。

届出に係る取り扱いについて（中山五月台地区）

※基本的な取り扱いを示しており、敷地状況等によってはこの限りではありません。

下記ケースに該当しない場合は担当者と協議を行ってください。

なお、宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例に規定されている事項については、建築基準法上の取り扱いが適用されます。

建築物の色彩に係る規制

【対象について】

- 対象は、建築基準法第 2 条第 1 項に規定する建築物における外壁部分及び屋根部分の全てです。

※ カーポートや駐輪場、物置等の小規模な建築物にも基準が適用されます。

- 以下の部分についても基準の対象となりますので、マンセル値をご確認ください。

「外壁部分」に含まれるもの（一例）

- ・バルコニー腰壁
- ・ルーバー
- ・車庫のシャッター
- ・カーポートや駐輪場の柱

「屋根部分」に含まれるもの（一例）

- ・陸屋根
- ・太陽光パネル
- ・カーポートや駐輪場の屋根

【数値基準について】

- 屋根及び外壁の色彩における「周辺環境と調和した落ち着いたもの」とは、景観計画における景観形成基準（【別紙】参照）に準ずるものとします。
- 立面図又はパース等に外壁部分及び屋根部分のマンセル値を全て記載してください。
- 同一建築物において複数の色彩を採用する場合については、立面図等への着色又はハッチ等の記載によって、各色彩の着色範囲を明示してください。

【色彩基準の適用除外】

- 木材やガラス、漆喰等の自然素材については、無着色のもののみ適用除外となります。
- 木調のプリントは適用除外となりませんので、マンセル値をご確認ください。
- 見付面積の 1/4 以内となる部分の算定について
 - ・見付面積の算定は合算ではなく、各壁面それぞれで 1/4 以内となるようにしてください。
 - ・ルーバー部分の見付面積は面として算定し、部材間についてもルーバーがあるものと見なします。

【大きな壁面を有する建築物について】

- 「大きな壁面を有する建築物」とは、長辺約 31m・短辺約 10mを超えるものを目安とします。

擁壁に係る規制

【規制されるはねだしの構造物について】

- 「敷地内の石積上からのはねだし（自動車車庫等のコンクリート壁を含む。）等の構造物」とは、敷地内の石積擁壁面から突出するはねだし、又は構造上の安全性若しくは周辺の石積との連続性を阻害する構造物を指します。
- 規制の対象となる構造物の例
 - ・ はねだしスラブ構造物（片持ち出しスラブ等）
 - ・ 自動車車庫の壁
 - ・ 門柱（幅の合計が 3m 以下のものを除く）又はへい
 - ・ バルコニー など（※建築物の軒や庇については対象外）
- 既存石積擁壁の一部を撤去する際の小口部分についても、石積擁壁面から突出することがないようにし、「既存小口合わせ」とする旨を明記してください。

【道路に面する石積を造りかえる際の仕様について】

- 「周辺と調和したもの」の擁壁の例
 - ・ 周辺の既存の石積と高さ、勾配、仕上げなどを揃えたもの
 - ・ 造りかえる前の石積の面を超えないもの など
- ※なお、最高部の高さが 1m を超える石積を造りかえる場合は、造りかえる前の石積の面を超えて道路側に擁壁を造らないものとする。
- 図面上に擁壁の仕上げを明記又は仕様の分かるカタログを添付してください。

道路に面する垣又はさくに係る規制

【植栽を併設したへい又はフェンス等について】

- 「植栽を併設」とは、道路に面して中木（植栽時 2m 以上）を 2 本以上植栽することとしています。
- 樹木等の前面に透過性のない塀などがある場合は、樹木等の高さの約 1/4 以上が道路から視認できるもののみを算定対象とします。
- 計画図には、樹木の種別（高木・中木等）又は高さを明記してください。